

第1回検討委員会の意見等を踏まえた 課題の整理について

第2回秋田市宿泊税検討委員会
令和6年8月29日

導入目的について

○交流人口の拡大を図るため、観光資源や歴史・文化などの魅力を高め、観光振興施策に要する費用に充てる。

(参考) 導入済自治体の導入目的

自治体名	導入目的
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
大阪府	世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
金沢市	歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
倶知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
福岡県	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
福岡市	「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「MICE都市としてのプレゼンス向上」及び「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」に要する費用に充てる。
北九州市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。

導入済み自治体の好事例について 1

① 「East & West Coast の来訪者数」 (福岡市)

歩道の美装化や無電柱化、サイクルラックや観光案内板等の設置等により、エリアの魅力向上に取り組み、令和4年の来訪者数は、コロナ前（令和元年）と比較し、北崎地区は約1.5倍、志賀島地区は約1.8倍と増加している。



歩道の美装化 福岡市HPより

② 「宿泊事業者が行うバリアフリー化や多言語案内などの受入対応強化の支援」 (福岡県)

福岡市、北九州市を除く県内の宿泊施設799施設の約1/4の212施設が県の支援メニューを活用した。「風呂、トイレのバリアフリー化に関して大変好評。特にお風呂が良くなったことで、予約が増えたと感じる」等の声が宿泊事業者から寄せられている。



スロープの設置
福岡県宿泊税検討委員会報告書（令和5年9月）より

導入済み自治体の好事例について 2

③「公共シェアサイクル「まちなり」の運営」 (金沢市)

まちなかの回遊性向上を目指し、利便性の高い公共シェアサイクルサービスを運営している。目標の年間10万人を大幅に超えて、観光客・市民を問わず多くの方に利用されている。

ポート数 約70箇所

自転車数 500台 (令和5年10月現在)

利用者数 298,521人 (令和5年度)



自転車
金沢市 宿泊税を活用した主な事業のご報告より

④「夜景ブランド・産業観光を活かした誘客プロモーション」(北九州市)

「日本新三大夜景都市」ブランドを活かした旅行会社へのプロモーションや観光客向け夜景イベントを実施する夜型観光促進事業、山頂展望台付近でのイルミネーションや駅・ホテルを経由する無料シャトルバスの運行を行う皿倉山プレミアム夜景創出事業を実施し、宿泊者数は増加している。



皿倉山の夜景
北九州市 観光情報サイトHPより

用途について

○今後、宿泊事業者へのアンケート結果を踏まえて用途を整理するが、導入済みの自治体においては、導入検討の際の検討委員会の報告書や答申において、以下のように柱となる用途を整理している。

大阪府	観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進	
	魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進	
京都市	住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進	
	京都の魅力の国内外への情報発信の強化	
	入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備	
金沢市	まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興	
	観光客の受入環境の充実	
	市民生活と調和した持続可能な観光の振興	
福岡県	受入環境の充実	観光振興の体制強化
	観光資源の魅力向上	市町村への財政的支援
	効果的な情報発信	

〈第1回検討委員会での主な意見〉

- ・徴収の仕方と同時に、用途および効果が厳しい目で見られる。税の目的と用途のバランスがとれる着地点を議論したい。
- ・滞在型の観光コンテンツを充実させることにより、宿泊施設の利用が増えて、宿泊税の増収にもつながるといふ好循環を生んでいけるとよい。
- ・ナイト観光やナイトタイムエコノミーも観光コンテンツの一つと考えており、体験コンテンツの充実を図っていく必要がある。
- ・宿泊施設の稼働率が上がると人手不足が大きな課題となることが想定されるため、宿泊業界への支援も必要。

税率（税額）について

○税率については、定額もしくは定率の2通りが考えられる。

1 定額制を採用する主な理由（応益性や簡索性）

- ・宿泊者は宿泊料金にかかわらず一定の行政サービスを享受しているため。
- ・宿泊事業者の事務の煩雑化を可能な限り抑えるため。
（定率制を採用した場合、食事代など宿泊料金に含まれないものを除いた上で税額を計算する必要が生じる。）
- ・宿泊税を導入している自治体の大多数が採用している制度設計であるため。
（6自治体が段階定額制、2自治体が一律定額制を採用）
- ※定率制を採用しているのは倶知安町だけであるが、倶知安町が定率制としたのは、応能課税（公平性）の面を重視したというよりも、コンドミニウムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設が多いといった地域の特殊性から特別徴収義務者の徴収事務を簡素化するためと、比較的高単価な宿泊施設が多いため、税収額を確保する面でも有効と判断したからである。

2 定率制を採用する主な理由（公平性）

- ・旅費を支払っている事実に応じた支払い能力を見だし、その支払い能力に応じて課税するといった応能課税の視点から担税力と負担の一致を図るため。
- ・繁忙期や閑散期の料金設定や、観光需要の回復等による宿泊料金の上昇など、価格変化への応答性に優れるため。
- ・公益社団法人経済同友会が、宿泊税を法定目的税とすべきであり、定率制の導入と3%以上の税率設定が適切であると令和6年3月1日に政府に提言しているため。

（参考）秋田市の延べ宿泊者数

（人泊）

年	30	元	2	3	4	5
宿泊者数	874,821	884,141	529,420	583,907	648,939	678,703

（出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」（速報値から集計））

免税点について 1

金沢市が免税点を設定した理由（金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議報告書（令和6年1月）から抜粋）
税率・税額に関しては、宿泊料金に比して税負担の割合が大きい低価格帯の宿泊施設への宿泊者への配慮が必要とする意見の一方、課税の公平性の観点からは免税点の導入よりも定額の税率のほうが望ましいとする意見、さらには宿泊税の導入からの5年間はコロナ禍により宿泊事業者を取り巻く状況の変化が激しかったことから今後の変動を観察していくことが妥当であり、今は見直しを行う時期ではないなどの意見があった。

宿泊事業者を対象とした意見調査の結果や、制度を見直した場合の影響額等の試算結果を踏まえた議論の結果、次の理由から免税点を設定し、その金額は5,000円（5,000円未満の場合は課税を免除する。）が妥当との結論に至った。

- ・ 低価格とみなす範囲が宿泊者の割合で10%台と過大ではないこと。
- ・ 見直し後の年税額が導入時に想定していた7億2,000万円を下回らないこと。
- ・ 意見調査の結果から宿泊事業者の許容の度合いが最も高いこと。

金沢市の免税点設定の考え方（第3回金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議資料から抜粋）

考え方	特徴
(1) 宿泊者に広く負担を求める応益課税の考え方を維持する。 (2) その上で、応益課税の考え方を加味して、担税力を勘案し、宿泊料金が低額な宿泊施設への宿泊者の納税義務を免除する。	(1) 免税点を設けることで、応益課税の考え方が一層強化される。 (2) 低価格帯の宿泊施設の宿泊者の税負担がなくなる。 (3) 免税点を超える価格帯のない宿泊施設では徴収や申告納入の事務負担が軽減される。

福岡県の制度見直しの検討結果（福岡県宿泊税検討委員会報告書（令和5年9月）から抜粋）
免税点について、現行制度は、宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であり、宿泊客は一定の担税力を有することから、設定しておらず、特別徴収義務者である宿泊事業者の負担も勘案し、引き続き免税点を設定しないことが望ましい。

免税点について 2

免税点の有無によるメリット・デメリット

■免税点を設ける場合

メリット	低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担軽減となり、低価格帯の宿泊施設に係る宿泊者減少の懸念がなくなる。
デメリット	制度が複雑化し、煩雑になる懸念がある。
	宿泊者が享受する行政サービスは同様であり、不公平感が生じる。

■免税点を設けない場合

メリット	制度が簡素化され、宿泊者および宿泊事業者がわかりやすい。
	一律の課税となるため、公平性がある。
デメリット	低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担感の増加につながる懸念がある。

〈第1回検討委員会での主な意見〉

- ・ビジネス目的で来て長期に滞在する宿泊者が利用する低価格帯の宿泊事業者への配慮が必要。

課税免除について

- 修学旅行等の学校行事に参加する児童、生徒および引率者を課税免除の対象とするかどうかは、自治体により異なっており、検討を要する。
- 本市では、教育旅行の誘致に取り組んでおり、秋田観光コンベンション協会の事業で旅行事業者に対して、1人当たり2千円を補助している。令和5年度の受入実績は7校、延べ宿泊数は約400人である。
- 具体的な事務手続きについて、導入自治体の例では、課税免除の対象となる団体が、学校長の証明書等を宿泊事業者に提示し、宿泊事業者がそれを確認している。

(参考) 先行導入自治体の状況

自治体名	京都市	倶知安町	長崎市
課税免除対象	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒及び引率者・倶知安町で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生	<ul style="list-style-type: none">・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者

〈第1回検討委員会での主な意見〉

- ・教育旅行を免除せず、インセンティブを与えて積極的に呼び込むこともできる。

特別徴収交付金について

- 導入自治体の全てで、宿泊事業者の事務負担の増加等を考慮し、奨励金や報償金を交付している。
- 本市において、宿泊税を導入する場合でも、交付を検討すべきと考えており、その割合等について検討する必要がある。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報償金	宿泊税報償金	宿泊税報償金	宿泊税特別徴収報償金
交付額	納付された金額の2.5% 【上限100万円】	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う更正等が生じたとき 納期内完納額の1.0%	納期内納入額の2.5% 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和5年度までは納入月1月につき1,000円を加算 【上限50万円】	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う更正等が生じたとき 納期内完納額の1.0%	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% 【上限50万円】
特例措置等	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	なし

〈第1回検討委員会での主な意見〉

- ・宿泊税が宿泊者に対してのみかかり、徴収事務など、様々な点で宿泊事業者に負担がかかることに抵抗がある。
- ・宿泊者が宿泊税分をクレジットカード払いした場合、宿泊事業者に手数料分の負担が生じる。

導入自治体における課題について

福岡市

- ・アンケート調査において、「中心部以外のホテルでは、施策の恩恵を受けにくく、むしろ中心部の一極集中を招くので不公平感が強い」等といった意見も一部あり、観光による効果を地域の隅々にまで波及させるような取組が必要とされている。
- ・近年、観光関連事業者の人材不足が課題となっていることから、宿泊事業者への支援として「人材確保」への対応に力を入れていく必要がある。
(福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会報告書(令和5年8月)から抜粋)

福岡県

- ・アンケート調査において、徴税事務で苦勞していることについて、約3割が、宿泊税納入申告書の作成や県への払い込み手続きで苦勞していると回答している。
(福岡県宿泊税検討委員会報告書(令和5年9月)から抜粋)

金沢市

- ・納入書による宿泊税の納入や申告書の作成に苦勞しているとの声が上がっていることから、令和5年10月に導入したe L T A Xによる電子納入の利用についての周知を図り、宿泊事業者の事務的な手続きの負担軽減に努める必要がある。
- ・法定外目的税としてその目的に沿って活用されるが、納税する宿泊者にそのことが十分に伝わっていない。負担者(宿泊者・宿泊事業者)と受益者(宿泊者・宿泊事業者・市民)のそれぞれの理解を得るためにも、使途を分かりやすく公表することが不可欠である。
- ・決算の使途が判然としていない。
(金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議報告書(令和6年1月)から抜粋)

宿泊税の基金への積立について

- 導入済み自治体のうち、倶知安町、福岡県、福岡市、長崎市の4自治体において、宿泊税を積み立てる基金を設置している。
- 緊急時の対応等に備え、宿泊税の一部を一時的に積み立てるものであり、いずれの自治体も宿泊税の使途に沿った事業に基金を活用することとしている。

長崎市の例

名 称	観光交流基金
設置理由	宿泊税の一部を観光需要の回復及び喚起を図るための事業に要する経費の財源として確保する。
基金充当 想定事業	「震災や新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により急激に減少した観光需要の回復を図るため、緊急的に実施する観光キャンペーン事業」、 「西九州新幹線の全線開通といった社会情勢の変化による効果を最大化するための観光需要喚起事業」など、訪問客への還元事業 <u>※財源が宿泊税であるため、宿泊税の使途に沿う。</u>

福岡県と福岡市の宿泊税導入の経緯について

- 福岡県と福岡市が各々独自に課税を検討し、いずれも平成30年11月に検討会議が報告書を取りまとめたが、県と市で徴収額案が異なっていた。県と市の徴収割合を決めるための協議に期間を要し、共に令和元年6月に宿泊税関係条例案を上程。
- その後、北九州市においても独自に課税を行う検討がなされ、令和元年8月に検討委員会が報告書を取りまとめ。福岡県と北九州市が協議を行い、共に令和元年9月に関係条例案を上程。
- 福岡県、福岡市、北九州市の役割分担については、県と市の協議の結果、「受入環境の充実」および「観光資源の魅力向上」については、基本的に両政令市が担い、県は全体の観光の底上げに資する広域観光を推進する観点から、「効果的な情報発信」および「観光振興の体制強化」を実施することとなっている。